

「消費者安全専門調査委員会報告書」の指摘事項への対応について  
(焼肉チェーン店における腸管出血性大腸菌による食中毒情報の報告の経緯について)

平成24年1月31日  
厚生労働省食品安全部食中毒被害対策室

1. 福井県の事案の通知の遅れに関する指摘について

4月28日(木)

○福井県が腸管出血性大腸菌 0111 による感染症患者1名(6歳男児)を探知。福井県健康増進課感染症・疾病対策グループが4月27日に感染症法に基づきプレス発表

報告年月日(福井県から厚労省4/28 13:17→厚労省から消費者庁4/28 15:56)

5月2日(月)

○福井県は、福井渚店に対して4日間の営業停止処分。

報告年月日(福井県から厚労省5/2 21:08→厚労省から消費者庁5/2 23:26)

報告書では、福井県から厚生労働省に対して、4月27日に報告があった旨記載されているが、実際には、上記のとおり、4月28日に福井県から厚生労働省に報告がなされ、同日に厚生労働省から消費者庁へ通知しており、福井県の事案の通知に遅滞はなかったと考えている。

また、報告書では、「消費者庁への通知の遅れは、5月2日の福井県からの厚生労働省あて報告も、翌5月3日に消費者庁に通知されており、2日間にまたがっている」と記載されているが、厚生労働省から消費者庁へは、5月2日に通知がなされている。

上記のとおり、厚生労働省は自治体より報告を受けたのちに食中毒情報等について、収集・解析等を実施し、数時間後に消費者庁に事故情報を遅滞なく通知している。

2. 福井県の事業者名が無いことについて

福井県からの最初の通知では、腸管出血性大腸菌感染症の発生であり、感染経路については調査中という段階で、事業者の食事が原因と断定していないことから事業者名の公表をしていない。その後、福井県は富山県の患者から採取した菌株と遺伝子型を確認するPFGEを実施し、福井県の菌株と遺伝子パターンが一致したことから、5月2日に食中毒事件として断定し、事業者名を記載し通知した。

注 厚生労働省では、当該焼肉チェーン店の所在する各自治体に情報を提供するとともに、危害の発生・拡大防止の観点から疑いの段階でも公表するよう依頼している。

上記のことから、当該事案において厚生労働省から消費者庁への事故情報通知は適切に実施されており、引き続き食中毒情報の収集及び消費者庁を含む関係機関との連携に努めているところ。

以上